

## 平成 29 年度「日本肝炎デー」及び「肝臓週間」における京都府の取組みについて

### 1 目的

国内最大級の感染症であるウイルス性肝炎及び肝疾患について、正しい知識と予防の重要性についての普及を目的とする。

### 2 期間

日本肝炎デー 平成 29 年 7 月 28 日（金）

肝臓週間 平成 29 年 7 月 24 日（月）～7 月 30 日（日）

### 3 具体的な取組み内容

#### （1）厚生労働省からの肝臓週間の通知及びポスター送付

- ・保健所及び市町村に厚生労働省からの通知及びポスターを送付
- ・広報を行う際の例文を作成

#### （2）街頭啓発活動の実施

- ・日時：平成 29 年 7 月 28 日（金） 12 時から 12 時 30 分まで
- ・場所：四条烏丸交差点周辺
- ・参加者：京都府、京都市、京都肝炎友の会

#### （3）新聞広告の掲載

- ・平成 29 年 7 月 28 日（金） 京都新聞 朝刊

#### （4）ラジオ放送への出演

- ・平成 29 年 7 月 28 日（金） 9 時 42 分頃から 5 分間生出演
- ・FM 京都 「α—MORNING GOLD」 内 Kyoto Prefecture Eyes

#### （5）肝炎患者さんのための北部講演会・相談会の開催

- ・日時：平成 29 年 8 月 5 日（土） 14 時から 16 時 30 分まで
- ・場所：舞鶴市西駅交流センター 3 階ホール
- ・参加者：患者及びその家族、行政関係者等 18 名

#### ＜参考＞厚生労働省実施（肝炎検査の受検率向上のためのラジオ CM）

- ・日時：7 月 24 日（月）～8 月 10 日（木）
- ・TOKYO FM 系の全国 38 局（※FM 京都は含まれていない）

健肝発0530第1号

平成29年5月30日

各 都道府県  
保健設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
肝炎対策推進室長  
(公印省略)

#### 第27回「肝臓週間」の実施について

ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症であり、検査から治療まで継ぎ目のない仕組みの構築が求められております。そのため、厚生労働省では、肝炎医療費助成を柱として、利便性に配慮した検査体制の拡充や治療体制の整備など総合的な対策を実施しているところです。

このような総合対策が円滑に機能するためには、肝炎について急速に進展している知見の集積に基づく正しい知識を医療関係者のみならず国民各位に持つていただくことが極めて重要です。さらに、国民一人一人が、肝疾患についての正しい知識を持つことは、地域や職場における肝疾患を予防する上で重要なのみならず、患者や感染者の方々への差別や偏見を防止する上でも重要です。

肝疾患についての正しい知識の普及と予防の重要性についての認識を高めることを目的として、平成3年度から公益財団法人ウイルス肝炎研究財団の主催により「肝臓週間」が実施されているところですが、平成29年度においては別紙のとおり実施されることとなっています。

については、貴職におかれましてもこの週間に合わせて正しい知識の普及啓発に積極的に努めていただくとともに、これを契機に関係機関とも十分な連携を図りつつ継続的な啓発活動を実施していただくようお願いします。

なお、日本肝炎デーに関連する取組につきましては、別途通知致します。

# 第27回 肝臓週間

7/24月～7/30日

肝炎ウイルス検査を受けましょう

ウイルス肝炎に関するパネルディスカッション

「手をつなごう！みんなで肝がんの撲滅を目指して」

日時：平成29年7月29日(土) 13:00～16:00

対象：患者・その家族、一般の方々、医療関係従事者

定員400名

場所：つくば国際会議場 大ホール(つくば市竹園2-20-3)



## プログラム

総合司会／池上 正(東京医科大学茨城医療センター 消化器内科教授)

開会挨拶／松崎 靖司(東京医科大学茨城医療センター 病院顧問、消化器内科教授)

三代 俊治(公益財團法人ウイルス肝炎研究財團常務理事)

松岡 輝昌(茨城県保健福祉部長)

### パネルディスカッション

司会／松崎 靖司(東京医科大学茨城医療センター 病院顧問、消化器内科教授)

岡 裕爾(日立製作所日立総合病院・病院統括本部)

### パネリスト

#### 1. 痘学的検討から見たウイルス肝炎撲滅への道

田中 純子(広島大学 大学院医歯薬保健学研究院  
疫学・疾病制御学教授)

#### 3. ウィルス肝炎による肝がん撲滅を目指して

-C型肝炎治療は最終章へ突入-  
持田 智(埼玉医科大学 消化器内科・肝臓内科教授)

#### 2. B型肝炎治療のポイント

一どの薬で、いつ治療して、何に注意すべきか-  
黒崎 雅之(武藏野日赤病院 消化器科部長)

#### 4. 肝がん治療の最前線

-日本の肝がん治療は世界一です-  
熊田 卓(大垣市民病院副院長、消化器内科部長)

特別発言／市田 隆文(湘南東部総合病院長)

### 質疑応答

閉会挨拶／池上 正(東京医科大学茨城医療センター 消化器内科教授)



主催：公益財團法人 ウィルス肝炎研究財団 共催：一般社団法人 日本肝臓学会

後援：厚生労働省、日本医師会、日本薬剤師会、アルコール健康医学協会、日本消化器病学会

9健対第818号  
平成29年6月21日

各保健所長様

健康対策課長

第27回「肝臓週間」の実施について

上記のことについて、厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長から別添写しのとおり通知がありました。

「肝臓週間」につきましては、平成3年度から財団法人ウイルス肝炎財団の主催により、肝疾患についての正しい知識の普及と予防の重要性の知識を高めることを目的として、実施されており、今年度は7月24日から7月30日までとなっています。

また、厚生労働省では、7月28日を日本肝炎デーとし、肝臓週間と合わせ、集中的な普及啓発を行うこととしています。

この「肝臓週間」にあわせて貴保健所におきましても、肝疾患への正しい知識の普及啓発に努めていただくと共に、管内市町村への周知をお願いします。

本取組に係るポスターを送付しますので、保健所における掲示と管内各市町村への配布方よろしくお願いします。

なお、広報誌等に掲載いただく際の案文等作成いたしましたので、ご活用いただければと存じます。

担当	健康対策課 がん対策担当 前田
TEL	075-414-4766
FAX	075-431-3970
Email	y-maeda98@pref.kyoto.lg.jp

## 広報掲載 例文

### 【例 1】

7月24日から7月30日までは、肝臓週間、7月28日はWHOが定める世界肝炎デーです。

肝炎ウイルス感染の有無は血液検査で調べることができ、採血は数分、結果は数週間でわかります。ウイルス検査を一度も受けたことがない方は、この機会に是非、受検しましょう。ウイルス検査は京都府の保健所、京都府の委託医療機関、〇〇市保健センターで実施しています。お問い合わせは…

### 【例 2】

7月24日から7月30日までは、肝臓週間、7月28日はWHOが定める世界肝炎デーです。

ウイルス性肝炎は日本人の40人に一人が感染していると推定される国内最大級の感染症と言われており、自覚症状がないまま肝硬変・肝がんに進展する恐れがあります。しかし、ウイルス検査を受けて感染を早期発見できれば、適切な治療により肝硬変・肝がんへの進行を防ぐことができます。

感染の有無は血液検査で調べることができます。採血は数分、結果は数週間でわかります。ウイルス検査を一度も受けたことがない方は、この機会に是非、受検しましょう。ウイルス検査は京都府の保健所、京都府の委託医療機関、〇〇市保健センターで実施しています。お問い合わせは…

### 【例 3】

7月28日はWHOが定める世界肝炎デーです。WHOは、2010年に世界的レベルでのウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図ることを目的として、7月28日を世界肝炎デーと定め、肝炎に関する啓発活動等の実施を提唱しました。

また、7月24日から7月30日までは、財団法人ウイルス肝炎財団の主催する、肝疾患についての正しい知識の普及と予防の重要性の知識を高めることを目的とした肝臓週間です。

ウイルス性肝炎は日本人の40人に一人が感染していると推定される国内最大級の感染症と言われており、自覚症状がないままに肝硬変・肝がんに進展する恐れがあります。しかし、ウイルス検査を受けて感染を早期発見できれば、適切な治療により肝硬変・肝がんへの進行を防ぐことができます。

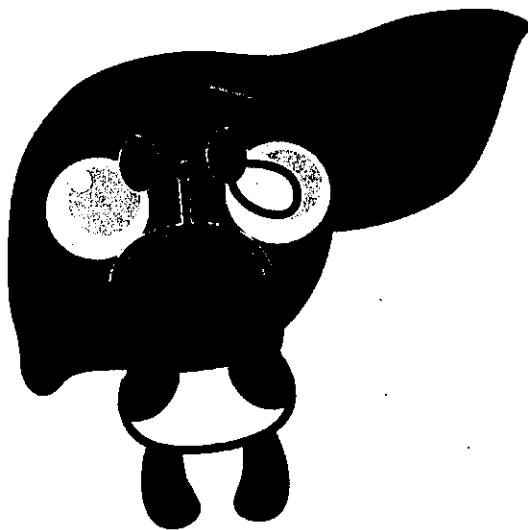
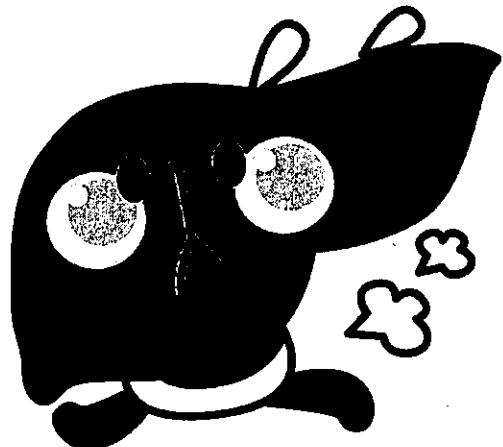
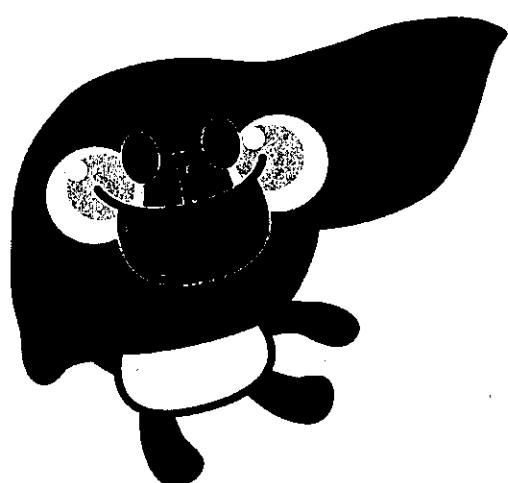
感染の有無は血液検査で調べることができます。採血は数分、結果は数週間でわかります。ウイルス検査を一度も受けたことがない方は、この機会に是非、受検しましょう。ウイルス検査は京都府の保健所、京都府の委託医療機関、〇〇市保健センターで実施しています。お問い合わせは…

参考リンク

京都府肝炎無料ウイルス検査 <http://www.pref.kyoto.jp/gan/kanenkensa.html>

厚生労働省 知って肝炎プロジェクト <http://www.kanen.org/>

カンゾーさん（京都肝炎友の会 田中氏作成）





# 肝炎ウイルス検査はお済みですか？

一生に一度は  
肝炎ウイルス検査を  
受けましょう！

B型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超すと推定され、国内最大級の感染症といわれていますが、自覚症状が出る頃には重症になっているケースが多くあります。京都府では、肝炎ウイルスの無料検査を府各保健所及び京都府が委託する医療機関で実施しています。まだ受けたことがない方は、肝炎ウイルス検査を受けましょう。

京都府の  
無料検査

肝炎ウイルス検査が受けられるところ	検査費用等	事前予約の有無
京都府各保健所	無料・匿名	要予約
京都府が委託する医療機関*	無料	医療機関で異なります

\*京都府が委託する医療機関は、京都府ホームページで確認いただけます。  
<http://www.pref.kyoto.jp/gan/kanenkensa.html>  
●京都市にお住まいの方は、下京区役所または京都市が委託する医療機関へお問合せ・受検してください。

問い合わせ先／京都府健康対策課 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 TEL.075(414)4766

「肝炎患者さんのための  
京都府北部講演会・相談会」  
を開催します。

- ・日 時／平成29年8月5日(土)  
14時～16時30分
- ・場 所／舞鶴市西駅交流センター  
3階ホール 参加申込みは  
健康対策課まで
- ・参加費／無料

# 肝炎患者さんのための 京都府北部講演会・相談会

この度、京都府と京都府肝疾患診療連携拠点病院（京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院）が連携し、肝疾患患者さんのための京都府北部講演会・相談会を実施いたします。

肝炎の治療は、最近では飲み薬だけで治療できるようになってきています。病気に立ち向かう心を持てるよう、また病気と付き合っていくよう、正しい知識を身につけることが大切です。多数の皆様のご参加をお待ちしております。



## プログラム

14:00 開会

### 講演 「肝炎の病態と治療法」

京都府立医科大学附属北部医療センター  
消化器内科 石破 博 先生

15:00 「肝炎にまつわる制度の紹介」

京都府健康福祉部健康対策課職員

15:30 休憩（15分）

15:45 相談会

※相談会については、Q&A形式で実施いたします。

## 申込方法

下記のお申し込み先に、電話でお申ください。  
または、裏面の申込書にて、FAXもしくはメールにてお申ください。  
申込書は京都府ホームページからダウンロード可能です  
<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/kanenhokubu.html>

## 問い合わせ先

京都府健康福祉部健康対策課

TEL 075-414-4766

FAX 075-431-3970

E-mail [kentai@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kentai@pref.kyoto.lg.jp)

<主催> 京都府

京都府肝疾患診療連携拠点病院(京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院)

平成29年

8月5日 土

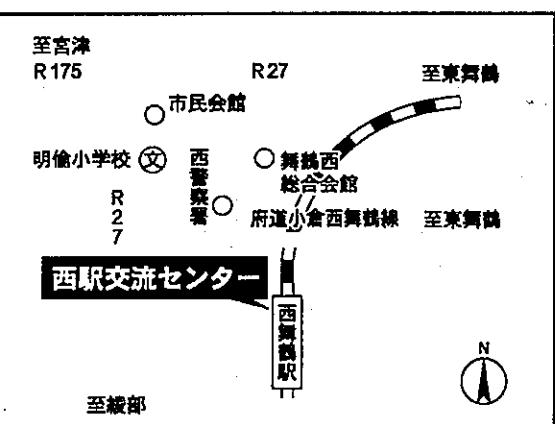
14:00~16:30

定員 80名

参加費 無料

場所

舞鶴市西駅交流センター  
3階ホール



事務連絡  
平成 29 年 6 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業におけるバラクルード錠の後発品である  
エンテカビル錠の取扱いについて

標記事業につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、本年 2 月 15 日付けで製造販売が承認された B 型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤であるバラクルード錠（一般名：エンテカビル水和物錠）の後発品であるエンテカビル錠について、12 品目が 6 月 16 日付けで薬価収載され、保険適用となりました。

これにより、本事業における B 型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療としてそれぞれ助成対象に含まれることになりますので、ご承知おき下さい。

なお、上記変更に係る肝炎治療特別促進事業実施要綱等の改正はありません。

また、B 型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤であるエンテカビルとしては、バラクルード錠とエンテカビル錠（ジェネリック医薬品）の 13 種類が存在することになりますが、現行の診断書様式例では、どの薬剤を投与されているかは区別できません。

事務的にはこれらを区別する必要性はないと考えるため、厚生労働省としては診断書様式例の変更の予定はありませんが、都道府県のご判断で申請される薬剤を区別するような診断書様式とされても差し支えありません。

新たに対象医療とした製剤による治療に対する肝炎治療受給者証の交付申請については、平成 30 年 3 月 31 日までに申請のあったものについて、平成 29 年 6 月 16 日（保険適用日）まで遡及して取り扱って差し支えないものとします。当該遡及に当たっては、肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い別添 1 の認定基準 2. (3) 中の「行う予定、又は実施中」は、「行う予定、又は実施中・実施済み」に読み替えるものとします。



平成 29 年 7 月 12 日

## 中国国内で確認されたB型慢性肝疾患治療薬「ベムリディ®錠25mg」の偽造品について

ギリアド・サイエンシズ株式会社

この度、中華人民共和国（以下「中国」）国内において、弊社が製造販売する B 型慢性肝疾患治療薬「ベムリディ®錠 25mg」（以下「ベムリディ」）について、包装（箱）の表示や製品ボトルのラベルが日本語で記載された偽造品が確認されました。

現在のところ、日本国内において、ベムリディの偽造品は確認されておらず、また偽造品の服用に起因すると思われる健康被害の報告も受けておりません。

今回の偽造品は、中国でのみ確認されておりますが、包装等が日本語で記載されていることから、注意喚起が必要と判断しお知らせするものです。

偽造品および正規品の主な特徴は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

なお、これらはこれまでに見つかった例であり、今後、別の形態の偽造品が発見されるおそれもあります。偽造品が疑われる場合は、その内容物の外観等にかかわらず、決して調剤や内服をしないようにしてください。

	偽造品	正規品
包装（箱）	封緘シールが付いていない 側面に製品名の記載が無く、 不自然に空白が多い 開封口のミシン目が雑	封緘シールがついている 側面に製品名の記載がある
製品ボトルのふた	オレンジ色	青色
錠剤の外観	白色の錠剤	黄色のフィルムコーティング錠 丸型（直径 8mm、厚さ 4mm）

\* 偽造品と思われる製品を発見した場合や製品に関するその他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

メディカルサポートセンター フリーダイヤル : 0120-506-295  
受付時間 : 9:00~17:30 (土・日・祝日および会社休日を除く)

## 偽造品

- 箱に封緘シールがない。
- ボトルのふたがオレンジ色で、チャイルドレジスタンスキャップではない。
- 側面に製品名の記載が無く、不自然に空白がある。
- 開封口のミシン目のつくりが雑である。
- ラベルに正規品とは異なる書体が使用されている。



## ベムリディ正規品

### 【個装箱】

サイズ：42mm × 45mm × 75mm

- 封緘シールが開封口とは別の箇所についており、開封したことが分かる仕様になっている。
- 側面に製品名の記載がある。

### 【ボトル】

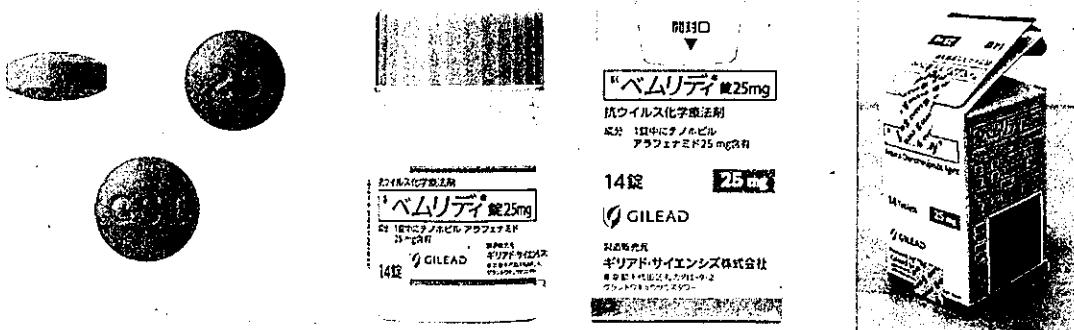
サイズ：径 38mm × 高さ おおよそ 66.6mm

#### 特徴

- 14錠入りで、ボトルのふたはチャイルドレジスタンス機能が付いている。
- ボトル本体は白、ふたは青色
- ボトル内のインダクションシール（内ぶた）は、つまみのない白い円形で、端からはがし取る仕様のもの。スプーンの柄などで内ぶたを破ることは出来ません。

### 【錠剤】

- 丸い黄色のフィルムコーティング錠
- 大きさ：直径 8mm、厚さ 4mm、重さ 208mg
- 識別コード：GSI・25



## 「京都府ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」 改正概要

### 1 改正の趣旨

「京都府ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」については「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」(平成26年3月31日付肝炎対策推進室長通知)に基づき平成27年度から事業を実施しているが、平成29年5月30日付けで厚生労働省より同事業の一部改正の通知があったため、実施要綱の改正を行った。

### 2 主な改正点

- 1) 陽性者フォローアップ事業に係る定期検査費用について、別表甲に該当する者の自己負担限度額を改正

	階層区分	自己負担限度額（1回につき）	
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲	市町村民税（所得割）課税年額が 235,000円未満の世帯に属する者	3,000円 ↓ 2,000円	6,000円 ↓ 3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円

- 2) 定期検査費用の請求において、要件を満たした場合に省略できる書類の追加  
住民票の写し、市町村民税課税証明書等、住民税非課税証明書

### 3) 第6号様式の改正

裏面に個人番号（マイナンバー）の記載欄を追加

### 3 施行の時期

平成29年6月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 「京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱」改正概要

### 1 改正の趣旨

平成 29 年 7 月 18 日より個人番号（マイナンバー）を収集し、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムを利用して情報連携を行うことが可能となったことから、申請書様式に個人番号を記載する欄を設けることとし、試行運用期間後は添付資料の一部を省略することができるよう京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱の改正を行う。

### 2 改正点

#### 1) 京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱 第 8 に下記の文言を追加。

- ③ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の課税年額を証明する書類

なお、第 1 号に規定する肝炎治療受給者証認定に係る診断書については、第 5 項で規定する指定医療機関において記載するものとする。

また、申請書に申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載した場合は、上記第 3 号及び第 4 号に規定する資料の提出を省略することができるものとする。

#### 2) 京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱 第 3 号様式の改正

- ・裏面に個人番号（マイナンバー）の記載欄を追加

### 3 施行の時期

第 8 の規定については、平成 30 年 1 月 1 日以降に申請があつたものについて適用とする。

肝炎治療受給者証交付（新規・更新）申請書  
 （インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療  
 核酸アナログ製剤治療）

申 請 者	氏名			性別	男・女
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 ( 才 )			
	住 所	〒 _____			電話 ( ) —
	加入医療保険	被保険者氏名		受給者との続柄 ( )	
	保険種別	協・組・共・国保・後			
	被保険者証発行機関名				
病 名					
申請種別	新規	転入(京都府への転入日)			
本助成制度利用歴	1 有り 2 無し 受給者番号 ( ) 有効期間(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)				
保 險 医 療 機 關	名称				
	所在地				
	名称				
	所在地				

(インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療・核酸アナログ製剤治療)の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることを同意しましたので、肝炎治療受給者証の交付を申請します。

平成 年 月 日

京都府知事 様

申請者 住 所 (〒 — )

氏 名 ㊞

受給者との続柄 ( )

電話 ( ) —

※ 承認された場合、受給者あてに受給者票を送付させていただきます。  
 受給者の住所地以外に送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。

送付先住所	〒 _____
あて先氏名	電話 _____

## ※ 注意(必ずお読みください)

- 1 申請書は、必要書類一式を添付して速やかに保健所等に提出してください。
- 2 新規申請の場合、保健所等で申請書が受理された月の初日から、転入された場合は転入日から医療費助成の対象となります。
- 3 受給者証の有効期間は原則1年間です。
- 4 事業の対象となる医療は、申請された疾患に対する肝炎治療に限られます。
- 5 裏面もご覧ください。

※事務処理欄(記入しないでください。)

受給者番号		自己負担	
-------	--	------	--

世帯員（申請者が属する住民票上の全ての構成員）

下記の者は、京都府が「京都府肝炎治療特別促進事業実施要領」に基づく事務手続を処理するために限って直近年度の地方税関係情報について取得すること及び住民基本台帳関係公簿を閲覧することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し込み添えます。

申請者・世帯員氏名（自署） ※16歳未満の場合は代筆可	請求者との続柄	16歳未満の場合 チェック	個人番号 (マイナンバー)
		<input type="checkbox"/>	

以上が、私が属する住民票上の全ての構成員であることに相違ありません。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

（市町村民税額合算対象除外希望者・記載欄）

下記の者については、申請者本人との関係において配偶者に該当せず、かつ、申請者及びその配偶者との関係において相互に地方税法上・医療保険上の扶養関係にない者であるため、所得階層区分認定の際の市町村民税額の合算対象から除外することを希望します。

申請者



記

除外希望者  
フリガナ  
氏 名

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

〈同意について〉

肝炎治療特別促進事業は、早期治療の促進の観点から肝炎治療に係る医療費の自己負担分を公費で補助する制度です。

本制度においては今後の肝炎対策の基礎資料とする目的で、肝炎治療終了後に京都府へ肝炎治療効果の結果について、治療を行った医療機関に対して求めておりますので、このことに同意された上で、肝炎治療受給者証の交付申請を行ってください。

なお、当該結果の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、目的以外に使用することは一切ありません。